

令和5年10月1日から

# 消費税のインボイス制度が始まります！

インボイス制度（適格請求書等保存方式）のポイント



事業者が消費税の仕入税額控除を行うためには、**インボイス（適格請求書）が必要**になります。



**免税事業者とインボイス発行事業者の登録をしていない課税事業者は、インボイスを発行できません。**

課税事業者の方は…



・インボイス発行事業者となるため、**税務署長への申請登録が必要**です。

免税事業者の方は…



・免税事業者が販売した家畜や飼料等はインボイスが発行されないため、課税事業者は仕入税額控除ができません。

▶ 仕入税額控除ができない分、**取引価格に影響が出る可能性**があります。

▶ **免税事業者の方におかれましては、経営実態に応じて課税事業者への移行をご検討ください。**

インボイス制度開始後の取引のイメージ（肉用牛における事例）

繁殖経営・酪農



免税事業者



肉用牛肥育経営



課税事業者

仕入税額控除  
ができない

産地食肉センター



課税事業者

仕入税額控除  
が可能

仕入税額控除とは、納付する消費税の計算方法

**売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額**制度の詳細、経過措置については**裏面**をご覧ください！

## 免税事業者の方は…

- ・基準期間（※）における課税売上が1,000万円以下でも、課税事業者を選択することができます。
- ・基準期間（※）における課税売上が5,000万円以下であれば簡易課税制度を選択することができます。

※個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

**売上げの消費税額 - (売上げの消費税額 × みなし仕入率) = 納付する税額**

- ・売上税額から納付税額の計算が可能
- ・飲食料品の譲渡に係る事業を除く農林水産漁業の「みなし税率」は70%

売上税額の3割

## <インボイス制度開始後の経過措置>

**New!!**

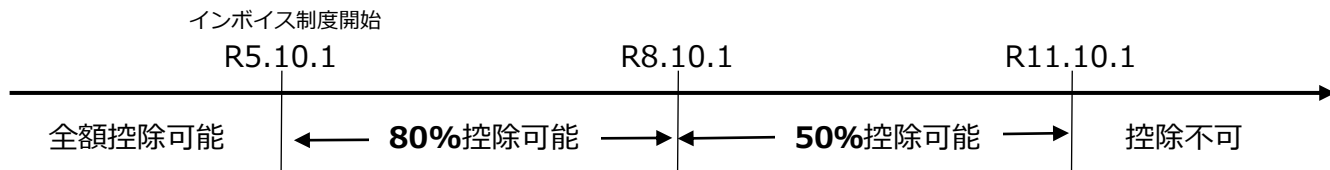
令和5年度  
税制改正で決定

○小規模事業者に対する負担軽減措置（売手に対する経過措置）

免税事業者が**インボイス発行事業者となった場合、納税額が売上税額の2割に軽減**されます。（令和8年9月末まで）

○免税事業者等からの課税仕入れにかかる経過措置（買手に対する経過措置）

インボイス制度開始後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについて、**仕入税額相当額の一定割合の控除が可能**です。



### <制度に関するご案内>

○国税庁 インボイス制度特設サイト



申請手続き  
の詳細は  
こちら

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

○国税庁 インボイスコールセンター

0120-205-553（無料）【受付時間】9:00～17:00（土日祝除く）

※もしくは、お近くの税務署にご相談ください。



○農林水産省 消費税のインボイス制度

農林水産省  
消費税のインボイス制度